

令和6年第1回 大野城市農業委員会定例会議事録

令和6年1月19日、大野城市農業委員会会長 安河内 善一は、令和6年第1回大野城市農業委員会定例会を開催するにあたり、大野城市役所新館4階427会議室に大野城市農業委員を招集した。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地の認定について

議案第2号 非農地の認定について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用について
(1件)

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について
(4件)

そ の 他

出席委員：出席委員：11名 欠席委員：1名 事務局職員：4名

開 会 (8時58分)

事務局長	<p>定刻前ではございますが、全員お揃いですので、令和6年第1回農業委員会を始めさせていただきます。では、本日の農業委員会の開催にあたりまして、最初に、開会の成否を確認致します。</p> <p>本日の農業委員会は、定数12名に対し、出席委員は11名であります。委員の過半数の出席でありますので、本市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の委員会が成立することを報告致します。</p> <p>なお、議事については、会長に進行をお願い致します。</p>
議 長	<p>議事に入る前に、まず、大野城市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番委員及び9番委員の2名を議事録署名委員に指名致します。なお、指名された議事録署名委員の方は、後日事務局が作成する議事録に署名をお願いします。</p> <p>さて、本日の議題は、議決を要する議案が3件と、市街化区域内農地の転用届出にかかる報告案件が5件となっております。</p> <p>では最初に、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議したいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第1号についての概要説明を行った。 (概要説明の内容)</p> <p>① 現に耕作されている農地の所有権の移転であること。</p> <p>② 譲受人・譲渡人とも、本市の農家台帳に登載されている農業者であること。</p> <p>③ 対象農地は、市街化調整区域内の農地4筆で(台帳・現況とも「田」、または「畑」)であること。</p> <p>④ 譲受人の農業機材の所有状況及び営農状況についても特に問題は無いと思われること。</p> <p>⑤ 地区担当の農業委員及び事務局職員にて、現地調査を実施済であること。</p>
議長	<p>ただ今、議案第1号の議案資料の概要説明が終わりましたが、何かご意見やご質問はありませんか。</p>
委員	<p>対象地について、現況写真によると、一筆、宅地である隣地との境界が現況の境と一致していないようだが、大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>[譲受人から聞き取っていた内容を報告]</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、本件の議案の議決をしたいと思えます。本件の農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異論の無い方は挙手をお願いします。</p> <p>[挙手により、(全委員賛成)を確認]</p> <p>全委員の賛成と認めます。議案第1号については、申請農地の所有権の移転を許可することとし、事務局は速やかに許可書の交付手続きを執ってもらいたいと思えます。</p> <p>続きまして、議案第2号の「非農地の認定について」を審議したいと思えます。事務局から、概要説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第2号についての概要説明を行った。</p> <p>① 本市農業委員会が管理する農地台帳への登載が無いこと。</p> <p>② 現況が「山林」の状態であること。</p> <p>③ 山林の状態となって、既に20年以上が経過していること。(非農地化の経過期間の根拠)</p> <p>④地区担当を含む複数の農業委員及び事務局職員にて、現地調査を実施済であること。</p>
議長	<p>各委員からの質問・意見はございませんか。</p>
委員	<p>非農地の判断基準について、非農地化後20年以上経過していると説明があったが、19年しか確認できない場合はどうなるのか。また、20年経過したことをどうやって確認したのか。</p>
事務局	<p>[今回該当する発行基準について、20年以上経過となっているため、20年未満の場合は発行基準には満たないことを説明。今回の案件について、事務局が確認した資料や内容を報告]</p>
議長	<p>他に意見等が無ければ、議案第2号について認否の議決をしたいと思います。ただ今、事務局から概要説明のあった内容で、本件の証明願いについて、「非農地」と認定することに異論の無い方は挙手をお願いします。</p> <p>[挙手により、(全委員賛成)を確認]</p> <p>全委員による賛成と認めます。議案第2号は、「非農地」と認定することになりました。</p> <p>次に、議案第3号の「非農地の認定について」を審議したいと思います。事務局から、議案の概要説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第3号についての概要説明を行った。</p> <p>① 本市農業委員会が管理する農地台帳への登載が無いこと。</p> <p>② 現況が「山林」の状態であること。</p> <p>③ 山林の状態となって、既に20年以上が経過していること。(非農地化の経過期間の根拠)</p> <p>④ 地区担当を含む複数の農業委員及び事務局職員にて、現地調査を実施済であること。</p>
議長	各委員からの質問・意見はございませんか。
全委員	〔意見・質問無し〕
議長	<p>特に意見等が無ければ、議案第3号について認否の議決をしたいと思います。ただ今、事務局から概要説明のあった内容で、本件の証明願いについて、「非農地」と認定することに異論の無い方は挙手をお願いします。</p> <p>〔挙手により、(全委員賛成)を確認〕</p> <p>全委員による賛成と認めます。議案第3号は、「非農地」と認定することになりました。</p> <p>本日の3件の議案審議が終わりましたので、次に、報告事項に移りたいと思います。報告第1号の、事務局長専決による農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告を受けたいと思います。事務局から、案件の説明をお願いします。</p>
事務局	報告第1号(農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出案件)の1件についての概要説明を行った。
議長	ただ今、事務局から、報告第1号で1件の報告事項の概要説明がありましたが、何か質問やご意見等はありませんか。

全委員	〔意見・質問無し〕
議 長	特に、委員のみなさんからの質問等が無ければ、報告第1号の1件の届出受理については追認することとしてよろしいですか。
全委員	異議無し。〔全委員了承〕
議 長	次に、報告第2号の、事務局長専決による農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告を受けたいと思います。事務局から、案件の説明をお願いします。
事務局	報告第2号（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出）の4件についての概要説明を行った。
議 長	各委員からの意見・質問等を求めます。何か質問やご意見等はありませんか。
委 員	農業委員会は農地を保全する役割があるが、農地が、宅地である隣地とトラブルがある場合、農地として残すことを勧めるべきか、転用を勧めるべきかなど判断に迷う場合どうしたらよいですか。
事 務 局	〔対象地は市街化区域であるため、所有者の判断となってくることを説明〕
議 長	他に、委員のみなさんからの質問等が無ければ、報告第2号の4件の届出受理についても追認することとしてよろしいですか。
全委員	異議無し。〔全委員了承〕
議 長	ただ今の報告で、本日の定例会で予定されていた議題は終了しましたが、「その他」として、委員のみなさんから何かありませんか。
全委員	〔委員からの報告・意見等無し〕

議 長	委員のみなさんから特に無ければ、本日の定例会は閉会とします。
9時55分 閉 会	次回、令和6年第2回の定例会は、令和6年3月8日(金)午後(14:00～)からを予定。